

# 犯罪被害者等給付金支給裁定事務取扱要領の制定について

平成23年 2月 8日

岩警務 第 6号

岩生安 第 13号 岩手県警察本部長

岩刑事 第 8号

岩交通 第 6号

岩警備 第 2号

各 部 長  
首 席 監 察 官  
各 所 属 長

みだしの例規を別添のとおり制定し、平成23年3月1日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようになりたい。

なお、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律に基づく犯罪被害者等給付金支給裁定事務取扱要綱の制定について(平成14年2月7日付け岩警務第5号、岩刑事第17号)は、廃止する。

別添

## 犯罪被害者等給付金支給裁定事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号。以下「法」という。)、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令(昭和55年政令第287号)、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則(昭和55年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。)及び犯罪被害給付制度事務処理要領(平成20年6月16日付け警察庁丙厚発第23号。以下「事務処理要領」という。)に定めるもののほか、岩手県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行う犯罪被害者等給付金の裁定等(仮給付金支給決定を含む。以下同じ。)に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪被害 法第2条第2項に規定する犯罪被害をいう。
- (2) 犯罪被害者等給付金 法第2条第7項に規定する犯罪被害者等給付金をいう。
- (3) 申請者 法第10条第1項の規定により犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者をいう。
- (4) 裁定申請 法第10条第1項の規定による裁定の申請をいう。
- (5) 裁定申請書 規則第16条に規定する遺族給付金支給裁定申請書、規則第17条に規定す

る重傷病給付金支給裁定申請書又は規則第18条に規定する障害給付金支給裁定申請書をいう。

(6) 犯罪被害者等給付金支給裁定 法第11条第1項の規定による裁定をいう。

(7) 仮給付金支給決定 法第12条第1項の規定による仮給付金の支給決定をいう。

#### (犯罪被害の発生報告)

第3 署長は、犯罪被害に該当すると認められる事案が発生したときは、サポートカード(岩手県警察指定被害者支援要員制度実施要綱(平成19年3月1日付け岩警務第7号、岩生安第15号、岩刑事第12号、岩交通第12号、岩警備第7号)第6第2項に規定するサポートカードをいう。)を作成し、警務部県民課長を経由して、本部長に報告しなければならない。

#### (制度の教示)

第4 署長は、犯罪被害者等給付金の支給の対象となり得る事案を把握したときは、犯罪被害者等給付金に関する制度の概要が記載された手引き等を交付し、犯罪被害者又はその遺族に当該制度を教示するとともに、その経過を明らかにしておかなければならない。ただし、規則第2条、第4条若しくは第5条に該当する場合又は他の法令による給付若しくは損害賠償等との調整が行われると見込まれる場合であって、犯罪被害者給付金が支給されないことが明らかなきなど、教示することによって犯罪被害者又はその遺族の心情を害することが懸念されるときは、この限りではない。

2 署長は、前項に規定する制度の教示に疑義が生じたときは、警務部県民課長と協議するものとする。

#### (裁定申請書の受付)

第5 警務部県民課長及び署長は、申請者から裁定申請書が提出されたときは、規則第23条に規定する場合を除き、添付書類(規則第16条、第17条又は第18条の各号に規定する書類をいう。以下同じ。)を確認し、これを受け付けるものとする。ただし、裁定申請書の記載内容又は添付書類に不備があるときは、申請を受け付けた上、申請者に対して十分な教示を行い、相当な期間を定めて申請者に補正を求めるとともに、その経過を報告書で明らかにしなければならない。

2 署長は、裁定申請書を受け付けたときは、警務部県民課長に電話連絡するとともに、速やかに裁定申請書及び添付書類を警務部県民課に送付するものとする。

#### (受付の報告)

第6 警務部県民課長は、裁定申請書を受け付けたとき又は署長から裁定申請書等の送付を受けたときは、その旨を公安委員会に報告するとともに、別に定める様式により警察庁に報告しなければならない。

#### (受付時の留意事項)

第7 警務部県民課長及び署長は、裁定申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当すると認められるときであっても、当該申請を受け付けるものとする。

- (1) 裁定申請書の提出日が法第10条第2項に規定する期間を経過しているとき。
  - (2) 裁定申請に係る被害が犯罪被害に当たらないとき。
  - (3) 申請者が犯罪被害者等給付金の受給資格を有しないとき。
- 2 警務部県民課長及び署長は、代理人から裁定申請がなされたときは、委任状原本の提出を受け、代理人の住所及び氏名を裁定申請者の申請書欄の下部に記載させ、押印させなければならない。
  - 3 警務部県民課長及び署長は、申請者に係る損害賠償の受領の見込みについて聴取するとともに、申請者に対し、犯罪被害者等給付金支給裁定を受けるまでの間に損害賠償を受けたときは、規則第19条の規定により、その旨を公安委員会に届け出る必要があることを教示しなければならない。

( 損害賠償届出の受付 )

- 第8 警務部県民課長及び署長は、規則第19条の規定により、申請者から損害賠償を受けた旨の届出があったときは、当該届出に係る書面の記載内容を確認の上、これを受け付けるものとする。
- 2 署長は、前項の書面を受け付けたときは、速やかに警務部県民課長に送付するものとする。

( 調査等 )

- 第9 警務部県民課長は、裁定申請のあった事実関係について、法第13条第1項及び第2項に規定する調査等を行うものとする。
- 2 警務部県民課長は、法第13条第1項の規定により、申請者その他の関係人に対して、報告させ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断を受けさせるときは、その経過を報告書により明らかにしなければならない。この場合において、文書その他の物件を提出させたときは、預り書(様式第1号)を当該物件を提出した者に交付し、当該物件を返還するときは、預り書と引き替えにするものとする。
  - 3 警務部県民課長は、法第13条第2項の規定により、犯罪捜査の権限のある機関その他の公務所又は公私の団体に対し照会するときは、犯罪被害給付関係事項照会書(事務処理要領様式第1号)により行い、必要により犯罪被害給付関係事項回答書(事務処理要領様式第2号)を添えるものとする。

( 犯罪被害給付審議委員会 )

- 第10 裁定申請に係る事項を審議するため、本部に犯罪被害給付審議委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、委員長には警務部長を、委員には警務部警務課長、刑事部刑事企画課長、警務部県民課長及び委員長が指名する者をもって充てる。
  - 3 委員会の運営は、次に定めるところによる。
    - (1) 委員会は、委員長が招集する。ただし、裁定案の認定理由が法第6条、第7条及び第8条第1項に規定する事由のいずれにも該当しないときは、回議をもって委員会の審議に代えることができる。

- (2) 委員長に事故あるときは、警務部警務課長がその職務を代理する。
  - (3) 委員に事故あるときは、委員長の承認を得て、代理の者を出席させることができる。
  - (4) 委員長は、事件主管課長など委員以外の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 警務部県民課長は、委員会における審議内容を審議委員会記録簿（様式第2号）に記録しておくものとする。
  - 5 委員会の庶務は、警務部県民課において処理する。

（裁定申請の却下）

- 第11 警務部県民課長は、申請者が法第13条第3項の規定に該当すると認めるときは、規則第20条第1項に規定する犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下通知書の案その他必要な書類を作成の上、委員会の審議に付し、その結果を本部長を経由して、これを公安委員会に報告しなければならない。
- 2 警務部県民課長は、法第13条第3項の規定により、公安委員会が裁定申請を却下したときは、速やかに犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下通知書により、その内容を申請者に通知しなければならない。
- 3 警務部県民課長は、前項の通知をするときは、裁定申請を却下した理由を十分説明し、申請者の理解を得るように配慮しなければならない。

（裁定案等の作成及び提出）

- 第12 警務部県民課長は、裁定に必要な資料が調ったと認めるときは、検討票（事務処理要領様式第3号）、規則第20条第1項に規定する犯罪被害者等給付金支給裁定通知書の案その他必要な書類を作成の上、委員会の審議に付し、その結果を本部長を経由して、これを公安委員会に報告しなければならない。

（仮給付金支給決定案等の作成及び提出）

- 第13 警務部県民課長は、申請者に対して仮給付金支給決定することが適当であると認めるときは、検討票、規則第20条第1項に規定する仮給付金支給決定通知書の案その他必要な書類を作成の上、委員会の審議に付し、その結果を本部長を経由して、これを公安委員会に報告しなければならない。

（申請者に対する通知）

- 第14 警務部県民課長は、公安委員会が犯罪被害者等給付金支給裁定をしたとき又は仮給付金支給決定をしたときは、速やかに犯罪被害者等給付金支給裁定通知書又は仮給付金支給決定通知書を送付し、その内容を申請者に通知しなければならない。
- 2 警務部県民課長は、前項の通知をするときは、犯罪被害者等給付金支給裁定又は仮給付金支給決定の内容及び理由を十分説明し、申請者の理解を得るように配慮しなければならない。

（裁定等の報告）

- 第15 警務部県民課長は、法第13条第3項の規定により申請が却下されたとき、犯罪被害者

等給付金支給裁定がなされたとき又は仮給付金支給決定がなされたときは、その都度、関係書類の写しを警察庁に送付し、裁定等の状況を報告するものとする。

- 2 警務部県民課長は、犯罪被害給付制度の運用に関し、紛糾等が予想される事案が発生したときは、関係書類を添えて、警察庁に報告するものとする。
- 3 警務部県民課長は、犯罪被害者等給付金支給裁定後に、犯罪被害者又はその遺族による損害賠償請求権の行使又はその見込み、加害者の資力の回復等の国による求償権に資する情報を把握したときは、その都度、関係書類を添えて、警察庁に報告するものとする。

(不服申立ての取扱い)

第16 国家公安委員会に対する審査請求及び公安委員会に対する異議申立ての取扱いは、次により措置するものとする。

- (1) 警務部県民課長は、国家公安委員会に対する審査請求書の提出を受けたときは、本部長を経由して、公安委員会に報告するとともに、これを速やかに警察庁に送付すること。
- (2) 警務部県民課長は、公安委員会の不作為に対する異議申立てがなされたときは、本部長を経由して、公安委員会に報告するとともに、行政不服審査手続きに関する規程(昭和40年岩手県公安委員会規程第1号)の規定により処理すること。
- (3) 警務部県民課長は、前号の異議申立てがあったときは、不服申立事案報告書(事務処理要領様式第5号)により、警察庁を経由して、国家公安委員会に報告すること。この場合において、当該事案の処理を終結したときも同様とする。

(処理簿の備付け)

第17 警務部県民課長は、裁定事務の処理経過を明らかにするため、処理簿(事務処理要領様式第4号)を備え付けるものとする。

(書類の保管)

第18 警務部県民課長は、犯罪被害者等給付金に関する書類を、その完結の日から5年間保存するものとする。ただし、裁定が行われた事案について、将来、当該裁定に係る申請者以外の者から改めて申請がなされるおそれのあるときは、当該犯罪が発生した日から7年間保存するものとする。

(照会に対する措置)

第19 署長は、公安委員会又は他の都道府県公安委員会から犯罪被害給付関係事項照会書により照会を受けたときは、速やかに所要の調査等を行い、犯罪被害給付関係事項回答書により回答するものとする。この場合において、署長は、必要により警務部県民課長及び本部の当該照会に係る事件を所管する課長と協議するものとする。

様式第1号(第9関係)

年 月 日

住 所

氏 名 様

警務部県民課長 印

預 り 書

犯罪被害者等給付金支給申請の裁定のため必要な下記物件を預かりましたので、この預り証を交付します。

なお、下記物件は、裁定が終了したとき、この預り書と引き換えにお返しします。

品 名	数 量	備 考

様式第2号（第10関係）

審 議 委 員 会 記 録 簿	
開催日時	年 月 日午前・後 時 分～午前・後 時 分
開催場所	
出席者	
審議内容	
備考	